

太田市乳児等通園支援事業者認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の認可・指導監督等について、太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年太田市条例第37号。以下「条例」という。）その他の関係法令（国の通知を含む。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業者)

第2条 乳児等通園支援事業所の事業者（以下「事業者」という。）は、法第34条の15第3項各号（当該事業者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、第4号に限る。）に掲げる基準を満たすものとする。

(定員)

第3条 乳児等通園支援事業所は、0歳6か月以上満3歳未満の児童を対象とし、対象となる児童の年齢（4月1日における年齢をいう。）ごとに定員を定めることとする。

(設置認可協議)

第4条 法第34条の15第2項に規定する認可の申請（以下「認可申請」という。）を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請を行う前に、市長が定める方法により、乳児等通園支援事業設置事前協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する協議書が提出された場合には、必要に応じて事情聴取及び現地調査等を行い、法等に規定する要件等の適合状況について調査するものとする。

3 市長は、前項の調査結果をもとに、認可の見込みについて申請者に対し乳児等通園支援事業設置事前協議結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(設置認可申請)

第5条 申請者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第3号）に必要書類を添付したうえで、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受け、認可しようとするときは、太田市子ども・子育て会議条例（平成25年太田市条例第32号）に定めるところにより、太田市子ども・子育て会議の意見を聞くものとする。

3 市長は、前条第2項の調査結果および前項の意見聴取を経て、認可申請に対する認可をする場合は、乳児等通園支援事業の認可について（様式第4号）、認可をしない場合は乳児等通園支援事業の不認可について（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(認可事項の変更)

第6条 事業者は、第1号及び第4号に掲げる事項を変更する場合は、変更のあった日から起算して1月以内に、乳児等通園支援事業認可変更届（様式第6号）を市長に提出するものとし、第2号及び第3号に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ乳児等支援事業認可変更届を市長に提出するものとする。

- (1) 名称又は事業の種類
- (2) 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 事業者が法人である場合にはその代表者

(4) その他市長が必要と認める事項

(廃止又は休止)

第7条 事業者は、乳児等通園支援保育事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、原則として廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する可否を決定したときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第8号）又は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(認可の取消し等)

第8条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに事業者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができる。その場合において、事業者が当該停止命令に従わないときは、認可の取消しを行うことができる。

(1) 事業の実施につき重大な過失があったとき。

(2) 施設設備等が条例に定める基準に適合しなくなったとき。

(3) 虚偽の請求その他の不正に事実が判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したと認められるとき。

2 前項に規定にかかわらず、事業者の違反が乳幼児の生命身体に著しい影響を与える等、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合には、市長は、事業を停止し、又は認可を取り消すことができる。

(給食)

第9条 乳児等通園支援事業において食事の提供を行う場合は、条例第16条の規定に加え、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 調理及び配膳の実施並びに調理室、調理設備、食器及び食材の扱い等について、適切な衛生管理を行うとともに、調理従事者の健康管理に注意すること。

(2) 納食は、調理後は適切な温度管理を行い、遅くとも2時間以内に喫食させること。

(3) 献立を事前に保護者に配付すること。

(4) アレルギー対応等、状況に応じた適切な実施に留意すること。

(事業所に備える帳簿)

第10条 条例第18条に規定する職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿は次に掲げるものをいう。

(1) 職員に関すること。

ア 職員名簿

イ 職員全員の履歴書及び雇用契約書又は雇用通知書

ウ 保育士の資格証明書の写し

エ 保健師、助産師又は看護師及び栄養士の免許証の写し

(2) 財産に関すること。

- ア 認可施設の位置図
 - イ 認可施設の平面図（延床面積、内法面積、保育に使用できない部分の面積及び保育有効面積を記載したもの）
 - ウ 認可事業所が事業者所有の場合には土地・建物の登記事項証明書、賃貸借の場合には賃貸借契約書
- (3) 収支に関すること。
- ア 事業開始から当該年度までの予算書
 - イ 事業開始から前年度までの決算にかかる収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表
 - ウ 借入金明細書
 - エ 基本財産その他の固定資産（有形固定資産）明細書
- (4) 利用乳幼児の処遇の状況に関すること。
- ア 全体計画
 - イ 個別計画
 - ウ 献立表（食事の提供を行う場合に限る。）
 - エ 年間行事計画
 - オ 避難訓練実施
 - カ 緊急時の連絡体制に関する疎明資料
 - キ 安全計画
 - ク 安全管理マニュアル
 - ケ 衛生管理マニュアル
 - コ 園外保育マニュアル
 - サ 虐待防止マニュアル
 - シ 利用児童一覧
 - ス 保育日誌
 - セ 保育計画
 - ソ 施設・保護者間の連絡の記録
 - タ 給食日誌
 - チ 出席簿
 - ツ 送迎表
 - テ 勤務割振表
 - ト 避難訓練実施記録

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第11条 事業者は、次に掲げる事故の発生に際しては、速やかに市への連絡を行うものとする。

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (4) 食中毒
- (5) その他重大な事案

2 事業者は、損害賠償等へ対応するため、自らを被保険者として乳児等通園支援事業に関する損害賠償責任保険に加入するよう努めるものとする。

(指導監査)

第12条 市長は、認可事業所に対し、乳児等通園支援事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、3年に1回、定期監査を実施する。ただし、市長が必要と認める場合は、随時、臨時監査を実施する。

2 事業者は、正当な理由なく前項の定期監査及び臨時監査（以下「指導監査」という。）を拒むことはできないものとする。

3 指導監査は、利用児童等の処遇状況、職員の処遇状況、会計経理の状況等について、帳簿書類の内容その他必要な事項を調査することにより実施する。

4 市長は、指導監査の結果、改善を求める必要があると認める場合、改善指導を行うものとする。

5 事業者は、前項の改善指導を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

6 市長は、第4項の改善指導に係る改善状況を確認するものとする。

7 市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には改善勧告を行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

(1) 保育内容及び保育環境が著しく不適切であると認められる場合

(2) 利用児童の安全性が著しく損なわれると認められる場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

8 前項の改善勧告は、事業者に対し改善を必要とする事項を文書により通知し、当該事項に対する改善状況について期限を付して報告を求ることにより行うものとする。

9 事業者は、第7項の改善勧告を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

10 市長は、第8項の報告を受けた場合には、改善勧告に係る改善状況を確認しなければならない。同項の期限を経過して報告がない場合についても、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可・指導監督等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業設置事前協議書

（宛先）太田市長

所在地

施設名

代表者氏名

標記について、「太田市乳児等通園支援事業実施要綱」の趣旨を踏まえ、提出書類一式を添えて申請致します。

1. 事業を実施する施設

名 称	
住 所	

2. 担当者連絡先

担当者名	
電 話	
E-mail	

（添付書類）

- ・管理運営に関する調書・職員に関する調書・職員名簿・施設に関する調書
- ・食事の提供に関する調書・收支予算書・施設の平面図

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業設置事前協議結果通知書

太田市長

印

年 月 日付けて事前協議の申請のあった乳児等通園支援事業について、下記のとおり結果を通知します。

記

1 事業を実施する施設

名 称

住 所

2 協議結果 適 • 否

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業認可申請書

（宛先）太田市長

所在地

施設名

代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたって、児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 事業の種類

乳児等通園事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 事業開始の予定年月日

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業の認可について

太田市長

印

年 月 日付けで認可の申請のあった乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記のとおり認可しますので通知します。

記

1 事業の種類

乳児等通園事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業の不認可について

太田市長

印

年 月 日付けで認可の申請のあった乳児等通園支援事業については、下記の理由により認可しないこととしましたので通知します。

記

1 事業所の名称

2 認可しない理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、太田市長（処分庁が行政機関等の場合は、当該行政機関等）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業認可事項変更届

（宛先）太田市長

所在地

施設名

代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた乳児等通園支援事業について、下記のとおり変更があるので、届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

乳児等通園事業 (一般型 余裕活用型)

3 変更事項

名称又は種類

(変更後)

建物その他の設備の規模及び造等

(変更後)

法人の代表者

(変更後)

その他

(変更後)

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

（宛先）太田市長

所在地

施設名

代表者氏名

下記のとおり乳児等通園支援事業を廃止（休止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の種類

乳児等通園事業（一般型 余裕活用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 廃止予定日（休止予定期間）

年 月 日（ 年 月 日から 年 月 日まで）

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月
月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

太田市長

印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業廃止（休止）については、
下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 事業の種類

乳児等通園事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 廃止年月日（休止期間）

年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)

様式第9号（第7条関係）

（表）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

太田市長

印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業廃止（休止）については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

1 事業の種類

乳児等通園事業（□一般型 余裕活用型

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 申請のあった廃止年月日（休止期間）

年 月 日（ 年 月 日から 年 月 日まで）

5 承認しない理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、太田市長（処分庁が行政機関等の場合は、当該行政機関等）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。